

別事業所で特別徴収を継続 する場合（転勤・転職等）

給料から引去りして徴収した
月及び納入額の合計額を記
入してください。

給料から引去りできなく
なった税額の合計を記入
してください。

納税通知書に記載
してある7桁の指定
番号を記入してくだ
さい。

税額通知に記載して
ある年税額を記入し
てください。

異動後の住所が不
明のときは退職時
の住所を記入してく
ださい。

転勤・退職等の年
月日を記入してく
ださい。

該当事項を右から選
び記入してください。

新勤務先の指定番号が分
かれば記入してください。

新勤務先での徴収開
始月を記入してくだ
さい。

（宛先）防府市長		（特別徴収義務者） 給与支払義務者	所在地 〒747-8501 山口県防府市〇〇町7番1号	特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7									
令和 6 年 10 月 6 日	フリガナ	氏名又は名称 △△株式会社	連担 絡先者	所属 総務部 人事課									
	フリガナ ヤマダ ケンゾウ	氏名 山口 県三	氏名 防府 太郎	電話 0835-23-****									
	生年月日 T (S) H 3 7 年 3 月 1 4 日	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	異動年月日 R 6 年 1 1 月 3 0 日	内線 100									
給与 所得者	受給者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	（ア）特別徴収税額 （年税額） 62,000 円	（イ）徴収済額 6 月から 11 月まで 31,400 円	（ウ）未徴収税額 （ア）－（イ） 12 月から 5 月まで 30,600 円									
1月1日 現在の住所	防府市〇〇町2丁目1番2号	異動後の住所	周南市××町8番10号										
異動後の住所が不明のときは退職時の住所を記入してください。													
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指定番号 2 3 4 5 6 7 8 (新規) 法人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 所在地 〒753-**** 山口市××町3番5号 フリガナ 氏名又は名称 〇〇株式会社 山口支店 担当者 連絡先 所属 総務課 氏名 周防 電話 083-921-**** 内線 (123) 新しい勤務先へは、月割額 7,200 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済です。 受給者番号													
2. 一括徴収の場合 令和6年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため 令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申し出がないため 徴収予定年月日 月 日 徴収予定額 （上記（ウ）と同期） 円 左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。													
※市町村記入欄 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>処理</th> <th>コピー</th> </tr> <tr> <td>新年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					年度	処理	コピー	新年度			旧年度		
年度	処理	コピー											
新年度													
旧年度													

等の異動があった場合には、翌月の10日までに必ず提出してください。
 ・1月1日から4月30日までの間に退職した場合は、必ず一括徴収してください。
 ・記載にあたっては、「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例」を御覧ください。
 ・外国人の方が年度途中に出国する場合、一括徴収してください。一括徴収が困難な場合は納税管理人の届け出を提出してください。
 【特別徴収納期限】
 ◎特別徴収税額の納期限は翌月10日（土・日・祝日の場合はその翌営業日）です。